



114
A1795
1



新貨幣發行局同公債、通際券

大正十一年四月
限壽郵寄贈

紙幣發行は、政府に漸次増益する
國用を補ふは、外國貿易の増進を以て、
且、外貨の輸入を減少し、
國貨の生産を奨励し、
新種紙幣の發行を決定す

今般政府に漸次増益する國用を補ふは、
外國貿易を盛進せしむるに、
且、外貨の輸入を減少し、
國貨の生産を奨励し、
新種紙幣の發行を決定す



古考行さる貨幣一之奉位やあるよに其を自ら
我七分或は或厘五九則英國之ドローイ量
四百十六ケレインにありより減さる事
あり其質と純銀十分之九之銀貨あり其量是哥
ドルラヤと同品位と云ふ

新規考りさる貨幣一之奉位とある者其量自ドローイ
斤四百拾六ケレインより減さる事あり其質は純銀十分
之九之銀貨あり其量是哥ドルラヤ

同品位タルベレ

尚別之等し銀貨をも同付之鑄造して其之
量といたまた精者も治定らいたる事あり其之を我
量目二分六分より二毛九六則英國之ドローイ量
四百八ケレインにありより減せたる其
之を同本分六毛四則同リ
四百ケレインにありより減せたる其之を同七分或
八毛九六同前
四百ケレインにありより減せたる其之を同十分
ハカケル事あり

右本位之銀貨を多割し之更細なる銀貨を凡
鑄造をせし其貨之定量未だ細精に治定せざれば
板子丸にぬるるべし

五十セント貨
トロイ斤百八ゲレイニヨリ減せだ
銀貨十々八

二十セント貨
同 百四ゲレイニヨリ減せだ

十セント貨
同 甲一ケレクニヨリ減せだ

五セント貨
同 二十ゲレイニヨリ減せだ

右右四等之貨幣を便利に為免鑄造すこと
分唯些少之勘定而已之を用ひて又金貨幣せし
鑄造に致し定量未だ細密に治定せざれば三等に而
其之に本位銀貨之十箇あり其之に同五箇あり其之に
同五箇あり其之に同五箇あり其之に同五箇あり其之に
同五箇あり其之に同五箇あり其之に同五箇あり其之に
同五箇あり其之に同五箇あり其之に同五箇あり其之に
同五箇あり其之に同五箇あり其之に同五箇あり其之に

此法西人之好意より大金高るも此金貨高法あり
勝る者たなるあり又本位銀貨之百分一及び千分一
銅貨を以て鑄造す可し

是等之貨幣之便利之為久しきことより考へて
唯此より金高を抑へ為久しき而して用申

又金貨幣をも鑄造せし其金貨之本位銀貨之
十箇五箇三箇半高者より唯便利之為久し之

を用申せし

其定量より細密に指定せざれども銀貨は均しく
些少し金高を抑へ之を用申せし然ること
法西人之好意より大金高るを法西人と欲せし
勝りたなるあり

又本位銀貨之百分一及び千分一あり銅貨をも
鑄造す可し

吉河氏の選挙に對し我政府は可成り注意を以て
人本年初に其着目する所を以て著し手紙に細
密に取極むるべき者にして我選挙案勤務に
其職業ハ我政府に決定したる者自性質而
して選挙案を創設する事とて之を尚詳細に
ハ新選挙案開成の案を報告可成り且十分
市生を以て之を變易する事とて之を右處

其と為すに於ては西洋各國と同様細密なる
之證せんこと我政府に於ては亦希望に在り

左邊智心とて來年、初以改羅巴士官
我政府に於て是れ著るべきこと以て著る
策を擬定し條々細密に取極むる其
士官は造幣寮に初務一員に於ては職業
ハ我政府に於て是れ著るべきこと以て著る

之造幣を鑄造するに在り尚洋密に於

て新造幣寮開張の必要に於ては十

且十分の準備を爲すべし之を要するに於

に

此等並に在りしに於て改羅巴士國と同

細密なること證せんこと我政府に於て希

望に在り

我慶應三年四月以西洋之為二十六年
牙之日之條約之應に我政府は海運基用之為
免に法外金を以て割之候に我外務省は各國に
照儀決定ししに於て我外務省は地金を
積貯後三十分を以て進上せしむる積込額察す之を
其後一土地金を以て他國之に貸付する之を
其用成す積込するに我外務省は行拂之を我

新造幣一引致を以て其の如何に之を
とし其の持し得る幣を公此の造幣案を
出し其の銀之價を以て之を高くし得る
造幣案を用いたる所は之を以て之を
貸幣を以て之を以て之を以て之を以て
其の價を以て之を以て之を以て之を以て

千八百六十六年九月一日、條約應に我政府

於て鑄造費用之為久に法を以て之を以て
商議せし事を以て之を以て之を以て之を以て
を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
割を三分の一に減せしむる所定ありしと
其地金を以て之を以て之を以て之を以て
幣案ありし之を以て之を以て之を以て
地金及他國之貨幣又之を以て之を以て

せりり新貨幣を所指し之をり本く新貨
幣に引替んと欲するとのに何をし人たり
も其所指し新貨幣を造幣寮公出し其金銀
之價を紙幣に換へたる方より内より傳造費用
を拂ひ其より適当にき及し新貨幣を替
へししと後不しと後其とも政府のあてに
名目たのみ價を定むる舊貨幣を以て

新貨幣の引替後を事とすべきをいふべ

我政府の主意は新貨幣を以て十分爲りせし
先上國の都合に依り漸く舊貨幣を引換ふ所は
先帝の望む所より他も之を降し故に多劇に
不承を施さば左より舊貨幣に我國の費用
ある間も通用せしむる外に外國より是と爲
り税子取收れ多し故に之の又本位に新貨幣を

税銀拂方より一以時の黒金は哥ドルル因等之價を
以て之を政府に送るべし此如て乃て是を以て

十下り

外務省

寺島浩四郎

外務卿

澤田三郎

右國公使閣下

我が國に在るべき子孫の利益を以て行ふ
方故に金貨の發行を注意し國の利
益を以て漸く舊貨幣を改換し人の
所を以て我々の舊貨幣を降ぐん為に子
孫の利益を以て之を發行する事
を決定す
舊貨幣は其の利益を以て同様に
發行する以上外國人より是を以て收

税を金に換へて本位に新貨幣に税金掛
方と申すことも妨事——但税金掛方と申す
は時に此墨土を身とルル同等の價を以て之
を政府に換ふ事

大少並
連名

各同様にコシ等
姓名並に